

最低制限価格制度の導入について

富山県では、このほど、県発注の建設工事及び建設工事に係る委託業務の入札について、下記のとおり最低制限価格制度を導入しますので、お知らせします。

1 趣 旨

建設業の健全な経営や人材確保のためには、企業の適正な利潤の確保が求められていることから、公共事業における受注競争が激化する中で、スケールメリットを活かしくく、一般管理費等が比較的小さい一定規模以下の事業について、最低制限価格制度を導入し、低入札受注の抑制を図るものです。

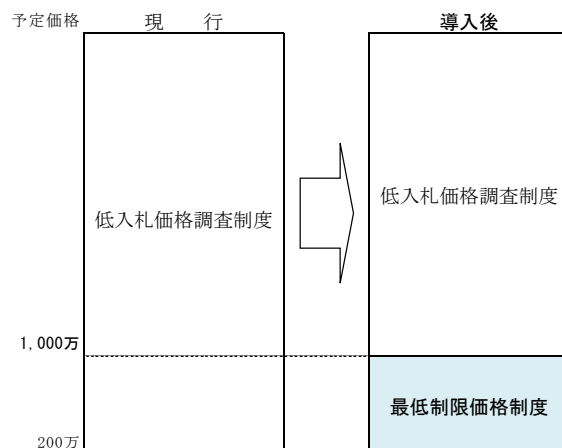
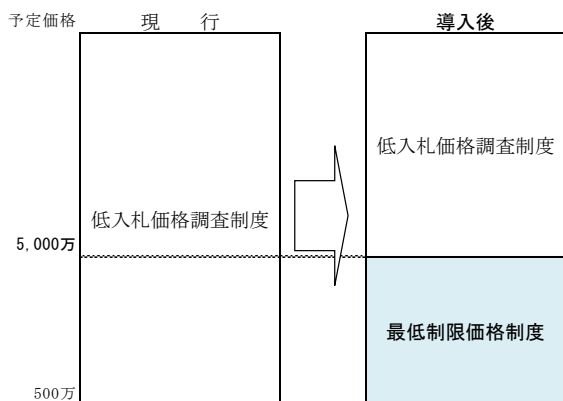
2 最低制限価格制度の概要

- ・最低制限価格制度とは、予定価格の範囲内で、別途設定した最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする制度です。
- ・最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は一律、失格となります。

(1) 導入時期 平成28年7月1日以降に指名通知又は公告を行う案件

(2) 対象案件

| 工 事 | 委託業務 |
|--|---|
| <p>○<u>予定価格（税込）が500万円以上5,000万円未満の工事</u></p> <p>ただし、次に掲げる工事の入札については、予定価格設定権者が必要と認めた場合を除き、最低制限価格制度の対象としない。</p> <p>(1) 簡易な切土、盛土工事 (2) 張芝工事 (3) 崩土等除去工事 (4) 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事 (5) 地下構造物を伴わない建物解体工事</p> <p>※<u>予定価格（税込）が5,000万円以上の工事は、従来どおり低入札価格調査制度を継続</u></p> | <p>○<u>予定価格（税込）が200万円以上1,000万円未満の委託業務</u></p> <p>(測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務の入札のうち、予定価格設定権者が必要と認める業務)</p> <p>※<u>予定価格（税込）が1,000万円以上の委託業務は、従来どおり低入札価格調査制度を継続</u></p> |



(3) 最低制限価格の算定式

低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式と同様（別添のとおり）

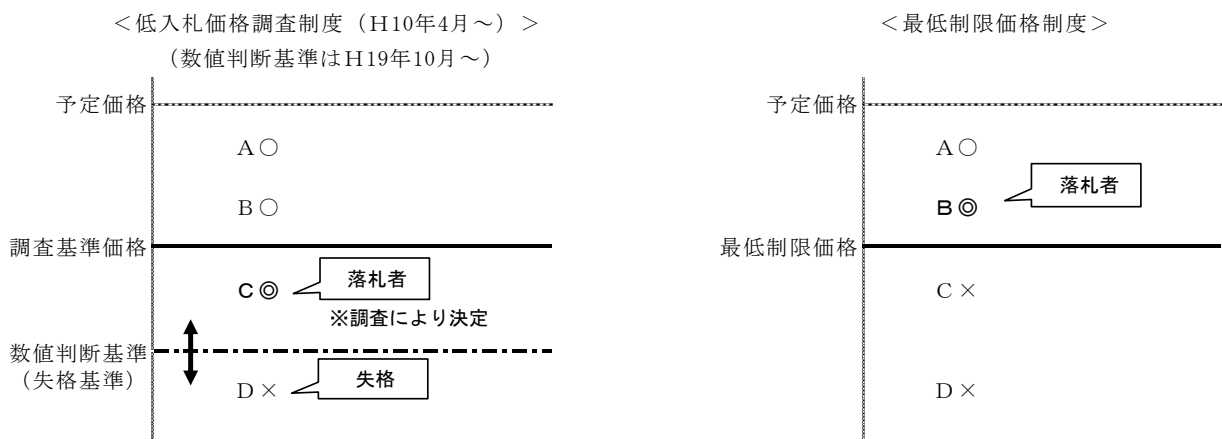
(4) 対象案件の通知

適用工事及び委託業務の指名通知書又は発注公告に、最低制限価格を設けたことを明記します。

(5) 落札者の決定

- ① 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- ② 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、当該同価格の入札についてくじを行い、落札者を決定します。
- ③ 総合評価方式の対象工事で最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち同方式による評価値が最も高い者を落札者とします。

【参考】低入札価格調査制度（現行）と最低制限価格制度の比較



3 最低制限価格を下回る入札をした者の措置等

最低制限価格を下回る価格をもって入札し失格となった場合でも、その他の入札においては入札参加制限等の措置は講じません。

4 最低制限価格の公表

最低制限価格は、落札者の決定後、入札調書により公表します。

【問合せ先】

富山県土木部管理課 入札・契約係
TEL 076-444-3309

【最低制限価格の算定式】

| 工 事 | 委託業務 |
|--|--|
| <p>①直接工事費 95%</p> <p>②共通仮設費 90%</p> <p>③現場管理費 90%</p> <p>④一般管理費等 55%</p> <p>①～④の合計額＝最低制限価格</p> <p>※合計額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10の額を、9/10を超える場合は9/10を最低制限価格とする。</p> | <p>(1) 測量業務</p> <p>①直接測量費 100%</p> <p>②測量調査費 100%</p> <p>③諸経費 45%</p> <p>①～③の合計額＝最低制限価格</p> <p>※合計額が予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10を最低制限価格とする。</p> <p>(2) 土木関係建設コンサルタント、補償関係 コンサルタント業務</p> <p>①直接人件費 100%</p> <p>②直接経費 100%</p> <p>③その他原価 90%</p> <p>④一般管理費等 45%</p> <p>①～④の合計額＝最低制限価格</p> <p>※合計額が予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10を最低制限価格とする。</p> <p>(3) 地質調査業務</p> <p>①直接調査費 100%</p> <p>②間接調査費 90%</p> <p>③解析等調査業務費 80%</p> <p>④諸経費 45%</p> <p>①～④の合計額＝最低制限価格</p> <p>※合計額が予定価格の2/3に満たない場合は2/3の額を、8.5/10を超える場合は8.5/10を最低制限価格とする。</p> <p>(4) 建築関係建設コンサルタント業務</p> <p>①直接人件費 100%</p> <p>②技術料等経費 60%</p> <p>③特別経費 100%</p> <p>④諸経費 60%</p> <p>①～④の合計額＝最低制限価格</p> <p>※合計額が予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10を最低制限価格とする。</p> |